

現場説明事項

- 1 件 名 大橋市民センターエレベーター更新工事
- 2 履 行 場 所 大橋市民センター（鶴ヶ島市大字太田ヶ谷 8 8 3 番地）
- 3 履 行 期 間 契約日 ～ 令和 9 年 3 月 1 9 日
- 4 発 注 内 容 別紙仕様書のとおり
- 5 支 払 条 件

請負代金額が、500万円未満のときは工事完成引渡し後一括払いとし、500万円以上のときは次のとおりとする。

- (1) 前金払（請負金額の10分の4以内。要保証。1万円未満の端数切捨て。）
- (2) 中間前金払（次の要件を満たしているときに限る。請負金額の10分の2以内。

1万円未満の端数切捨て。）

ア 工期の2分の1を経過していること。

イ 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。

ウ 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

エ 当初の前金払が支出済であること。

- (3) 残金完了後支払い

6 質疑回答

- (1) 質疑提出期限日 別途告示のとおり
- (2) 質疑回答日 別途告示のとおり
- (3) 受付・回答 質疑のある場合のみ、電子入札システムにより質疑を行うこと。
市は、質疑のあった場合のみ電子入札システムにて回答する。
なお、質疑の有無は、電子入札システムにより確認すること。

- 7 配付図書 現場説明事項 1 部
設計図 1 部
参考数量表 1 部

8 特記事項

- (1) 入札書には、消費税及び地方消費税抜きの金額を記載すること。
- (2) 決定後における消費税及び地方消費税の計算において、1円未満の端数が生じたときは切り捨てるものとする。
- (3) 本工事中の事故等については、全て受注者の責任において処理すること。なお、事故等が発生した場合は、直ちに適切な措置を講ずるとともに、関係機関に報告すること。
- (4) 工期は厳守すること。
- (5) 建築基準法、消防法、その他条例行政指導による軽微な変更及び現場の納まり上必要な措置については、受注額の増減は行わない。
- (6) 入札に当たっては現地を十分確認し、積算すること。
- (7) 工事に係る法的手続等、関係法令を遵守すること。
- (8) 本工事に係る官公庁への諸手続等がある場合は、全て受注者が代行し、その費用は受

注者の負担とする。

- (9) 作業に当たっては、施設運営に支障がないよう、作業日時等について、施設担当者と十分調整の上、実施すること。
- (10) 請負代金額の早期支払及び履行遅延の発生防止のため、工期内に完成検査を受け、引渡しを完了すること。ただし、あらかじめ市長が認める場合はこの限りでない。
- (11) 落札者は、建設業法（昭和24年法律第100号）第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から請負契約を締結するまでに、発注者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。